

和歌山県職員措置請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

省略

2 請求人代理人

省略

3 請求年月日

平成24年12月25日

4 請求の内容

請求人提出の「住民監査請求書」による請求の内容は、次のとおりである。

(1) 請求の趣旨

平成23年度委託第1号和歌山県庁南別館管理業務委託一般競争入札（以下、「本件入札」という。）において、共同企業体（コンソーシアム）Xグループを落札者と決定した手続には、次項で述べる違法が存在する。

従って、和歌山県知事が、平成23年12月26日に、本件入札において落札者をXグループと決定し、その後、和歌山県が同グループとの間で締結した、和歌山県が同グループに1億7850万円の管理委託料の支払債務を負担する和歌山県庁南別館管理業務委託契約（以下、「本件契約」という。）は違法・無効である。

そして、和歌山県知事が、上記委託契約の履行として、同グループに金員の支払をしているが、この公金の支出も違法・不当なものである。

よって、監査委員は、①上記委託契約の無効確認、②契約の履行の差止め、③違法な委託契約を締結した和歌山県知事及びコンソーシアムXグループに対する損害賠償請求及び不当利得返還請求など、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

(2) 本件入札についての違法行為について

ア 開札日の平成23年12月26日午後4時から、県庁北別館4階第6会議室で、和歌山県が雇用する職員であるA課長、B班長及び本件入札担当の職員Cの3人は、各入札参加者が入室している前で開札を行った。

そして、その場で、入札した3グループが事前に提出していた入札書を開封し、入札担当職員のCが、予め「和歌山県庁南別館管理運営業務総合評価一般競争入札審査委員会（以下、「審査委員会」と

いう。)」が採点していた基礎点と加算点を入札価格で割って総合評価点を算出していました。

イ 開札業務を担当した上記3名の和歌山県の職員らは、総合評価点の算出結果を見て、驚きと困惑の表情を見せ、上記職員3名で何かを話し合い、その場で開札結果と総合評価点の結果を発表すべき義務がありながら（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「法施行令」という。）第167条の8は、「一般競争入札の開札は、公告した入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち会わせてしなければならない」と定めている。）、その結果を告げずに退室しようとして席から立ち上がった。

ウ そのため、入札参加者から強く金額を発表するよう求められ、A課長は、下記のとおり各グループの入札価格だけを述べ、基礎点、加算点及び総合評価点については発表せずに退室した。

記

Yグループ	1億5800万円
Xグループ	1億7000万円
Zグループ	1億7800万円

エ 3名の職員が退室した後、5分も経たないうちに、各グループの関係者8名ほどが開札室に入室してきた。

開札中は各グループから各1名のみ、各グループの代表者か、その代表者から委任を受けて委任状を提出した者しか開札室に入室することは許されないことから、この関係者が入室することは、通常の開札手続では考えられないことである。

オ 3名の職員が退室した後、約15分を経て、再び上述3名の職員が入室した。

その場には、後に入室した8名程もいたのですが、退室することも求められないまま、落札者をXグループと決定したと発表した。

この1200万円の差を逆転しての落札者の決定に会場は騒然となったが、A課長は解散を宣した。

カ 入札執行調書の写しでは、基礎点は3グループとも120点満点と共通でありながら、加算点が大きく差がつけられており、その結果、総合評価点でXグループが一位の結果となっていた。

しかも、入札執行調書の入札結果欄の手書きの数字は担当職員のCが1人で記載したと説明されたが、加算点欄と総合評価点欄の数字の書き方（筆跡）と、入札額欄と基礎点欄への数字の書き方（筆跡）とでは明らかに異なるものである。

キ 「事業計画書がすべての業務要求水準を満たしている」と評価された場合に付与される基礎点がいずれも満点の3グループに、提案内容の評価にすぎない加算点で大きな差を設ける採点はそもそも不合理である。

また、3名の職員が退室しようとしたやり取りの中で、開札を担当するC職員が、「(結果の点数が) 出ています。」と応えていたことから、開札を始める時点で既に各グループの加算点は審査委員会で決定されていた。

それにもかかわらず、総合評価点を公表せずに、退室し、約15分後に戻ってきてXグループを落札者と発表したことは、その間、同グループを1位にとするために何者かと相談の上、同グループの加算点を総合評価点が1位になる数字に書き直しを行ったと判断せざるを得ない。

ク この開札後に特定の入札者の加算点を変更して、入札公示した落札方法によれば落札者となれない者を落札者と決定することは、違法な行為であることは明らかである。

また、この行為は、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」により刑事処罰対象となる犯罪行為でもある。

ケ 以上が、本件入札における違法行為である。

(3) 違法・不当な請負契約の締結（債務負担）及び公金の支出

ア 前項で述べたとおり、Xグループを県が落札者と決定したことは違法・無効であり、和歌山県が同グループを落札者として、本件入札にかかる本件契約を同グループと締結することは許されない。

イ ところが、和歌山県知事は、上記開札日の後、同グループを落札者として公告し、同グループとの間で上記和歌山県庁南別館管理業務を、入札額に5パーセントを加算した1億7850万円の債務を負担した。

しかし、この本件契約も債務負担行為も違法・不当なものである。

ウ そして、この本件契約に基づいて和歌山県知事は、その後、Xグループに委託料として金員を支払っている。この公金の支出も違法・不当なものとなる。

第2 住民監査請求書の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成25年

1月16日に受理を決定した。

また、本件請求において、本件契約の履行差止めを請求人は求めているが、法第242条第3項の規定に基づく暫定的停止勧告は不要と判断した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求書及び請求人代理人の陳述内容等を勘案し、本件契約が、法第242条第1項に規定する「違法又は不当な契約の締結又は履行」に当たるのか否かについて監査の対象とした。

2 監査対象機関

和歌山県総務部

3 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成25年1月29日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人代理人からおおむね次のとおり請求理由を補足する陳述があった。

- (1) 開札手続きは入札者立会いのもとに開札し、本来その場で結果を公表して落札者の発表をしなければならないようになっているが、その場から退出して15分後ぐらいに戻って来て、そしてずいぶん金額の離れた入札金額である業者を落札者と発表している。ここには、この15分間の間に入札執行調書の書き直しがあったと思われる。
- (2) 県は、担当職員Cが入札執行調書をその場で一人で書いたと説明しているが、入札額欄の数字、基礎点の数字と加算点欄と総合評価点の数字が同一人の筆跡によるとは到底思えないようなものになっている。最初は、この担当職員Cが、右利きでもあり左利きでもあるため、どちらかは右で書き、どちらかは左で書いたんだというようなことを言っているが同じ機会に書いたものを右左代えて書くというのは到底信用できない不合理な説明である。その次の説明では、筆順を担当職員Cが変えて書いたんだということを主張するに至っているが、筆順を変えなければいけない理由がなく合理的な説明だとは思えない。
- (3) 入札の時に法律上、開札は入札者を立ち合わせてしなければならないとなっており、そこに立ち会った者は入札が終わるまで、職員の承諾を得ないと退出もできない。つまり職員はもちろんそこに立ち会った者は、原則として発表するまでその場を動かないというのが前提である。立ち会い人の側は、退出しようと思えば担当職員の許可がないと退出もできない、それにもかかわらず、3人の担当職員がいなくなるという異常な状況があった。それで、戻ってくるまで

の間に本来はYグループが落札者となるべきところを評価点の改ざんが行われたと推察できる。

- (4) 今回、これらの点について事実を解明していただき、そのような事実があれば、違法不当な落札に基づく契約の無効の宣言、支払いの停止、支払ったものの返還について勧告されるように求めるものである。

4 監査対象機関（和歌山県総務部）の見解

和歌山県庁南別館管理業務委託に係る総合評価一般競争入札については、法第234条第3項並びに法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格に加えて技術や品質を総合的に評価し、予定価格の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち、価格その他の条件が最も有利な者を落札者と決定することを目的として実施している。

今回の入札は、法施行令第167条の10の2第4項に規定されるとおり、評価内容等において学識経験者からの意見聴取をすべく制定した和歌山県庁南別館管理運営業務総合評価一般競争入札審査委員会設置要綱（以下「要綱」という。）に基づき選任した4名の委員により適正に審査が行われた。

その結果求められた総合評価点の最も高かった「コンソーシアムXグループ」に対して落札決定を行ったものである。

評価点数の審査、入札書の開札、落札決定、落札決定者の発表といった一連の行為は、審査委員会において決定された「落札者決定の手順」に則り厳正に行ったものであり、その過程において申請人が主張するような違法又は不当な行為はなかったものと認識している。

よって、その落札決定者と締結した本件契約及びその契約に基づき履行した委託料の支払いは適正なものであると認識している。

5 関係人調査の実施

審査委員会委員長に対し、平成25年1月31日に法第199条第8項の規定に基づく関係人調査を実施した。

第4 監査の結果

1 主文

本件請求は、理由がないため棄却する。

2 事実関係の確認結果

(1) 本件入札及び契約の経過

ア 入札執行日

平成23年12月26日

イ 入札方式

総合評価一般競争入札

ウ 契約手続
平成24年2月6日 契約を締結

エ 契約金額
178,500,000円

オ 契約期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

(2) 総合評価方式について

総合評価方式については、法第234条第3項ただし書及び法施行令第167条の10の2を根拠として導入され、価格競争だけでなく価格と品質で総合的に優れたものの調達を求めるため実施している。

ア 落札業者の決定方法

今回の総合評価方式における落札業者の決定方法は、予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲で応札した者のうち、事業計画書により業務要求水準を満たすかどうかを評価する「基礎点(120点)」に、業務に関する提案に対し、評価する項目ごとに設定された「加算点(120点満点)」を加え、入札価格で除した「総合評価点」が最も高いものを落札業者と決定する方法となっている。

※総合評価点＝「基礎点(120点)＋加算点」÷入札価格

イ 評価項目及び加算点決定の経過

要綱に基づき設置された審査委員会により、本件入札にかかる評価項目及び加算点を決定している。

ウ 加算点にかかる評価項目及び点数の内訳

項目	配点
1 事業実施に係る管理運営体制に関する提案	
ア 資格及び実務経験を有する者の勤務に関する提案	10
イ 人員体制構築の方策	
(ア) 要求水準書で定めている以上の人員の勤務となっているか	10
(イ) 入札参加者に所属する常勤の者として2年以上勤務する者か	10
(ウ) 統括管理、警備員に係る研修の具体的な実施方法	10
2 業務改善に関する提案	
ア 各業務の質の向上を図る方策	
(ア) 提案内容が具体的であり具体的な方法、計画があるか	10
(イ) アンケートの実施等自律的な業務改善	10
イ 業務コスト削減のための工夫	
(ア) どこまで自社社員で対応できるか	10

(イ) 外注する場合の業者決定方法に経費削減効果があるか	10
ウ 快適な執務環境を確保するための方策	
(ア) 空調設備、エレベーター設備等	10
(イ) その他環境改善の提案	10
エ 災害・緊急時の対応についての方策	
(ア) マニュアルは具体的に作成しているか	10
(イ) 訓練等の方策はあるのか	10

エ 審査委員会で決定された入札当日の落札者決定の手順

(ア) 参加業者ヒアリング

(イ) 審査委員会による加算点の協議、決定

(ウ) 入札執行

(エ) 開札結果により総合評価点を算出し、審査委員会により落札者の確認及び決定

(オ) 落札者発表

(3) XグループとYグループの入札等の結果について

ア 入札価格

Xグループ 170,000千円

Yグループ 158,000千円

差額 12,000千円

イ 加算点

Xグループ 94点

Yグループ 72点

点差 22点

ウ 総合評価点（便宜上、総合評価点に1,000,000を乗じた数値で標記）

Xグループ 1.2588点

Yグループ 1.2152点

点差 0.0436点

(4) 本件入札における基礎点及び加算点の審査方法

本件入札においては、入札公告時に評価項目、配点などについて記載した和歌山県庁南別館管理業務における総合評価一般競争入札実施要項を定め公表している。評価項目の内、基礎点部分については、入札参加資格を審査委員会で審査し、各グループとも要件を満たすため、参加資格有りとして120点が付与されている。また、加算点部分については一部の項目を除き審査委員4名によるヒヤリングなどに基づき合議により点数を決定している。

(5) 加算点の改ざんについて

入札執行当日の審査会議事録及び関係人に対する調査の結果、入札執行前に審査委員会により決定された加算点と入札執行調書に記載された加算点は同一であり、請求人の主張するような加算点が改ざんされたという事実は確認されなかった。

第5 監査委員の判断

- 1 本件請求において、請求人は違法又は不当な契約の締結又は履行の原因として特に次の点を主張している。

業務の要求水準を満たし基礎点がいずれも満点の3グループに対し、提案内容の評価にすぎない加算点で大きな差を設ける採点は不合理であり、入札後に総合評価点を公表せず入札会場から退出し、約15分後に戻り落札者を発表した事等は、退出した間に評価点を改ざんしたと判断せざるを得ず違法不当な行為である。

- 2 これらの点について、監査委員は次のとおり判断する。

今回の総合評価方式による一般競争入札において基礎点が満点であることは、業務の要求水準を満たし入札参加資格を得たことと同意であり、この総合評価方式が価格競争だけでなく価格と品質で総合的に優れたものの調達を求める制度であることを鑑みれば、その品質を示した提案部分に対し審査が行われ加算点に差が生じることは当然である。その上で、提案に係るプレゼンテーションの状況や提案書の内容によっては、点数に大きな差が生じる可能性も考えられる。そして、これらの審査及び採点については、審査委員会の裁量権の範囲であるため、点数の差が大きいことだけをもって不合理といえるものではない。

また、加算点の改ざんについては、監査委員の調査権限の範囲において調査した結果、すでに「第4 監査の結果 2 事実関係の確認結果 (5)」で述べたとおり、改ざんされた事実は確認されなかった。その改ざんの事実が確認されない以上、請求人の主張するような入札執行調書に記載された文字の書きぶりや職員3名が入札会場から退出したとすることは、入札手続きに関する事項であり、今回の契約締結に何ら影響を与えるものではない。

以上のことから本件契約は総合評価点の最も高いものと契約を締結しており、この契約が違法又は不当であるという請求人の主張には理由がないと判断する。